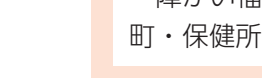
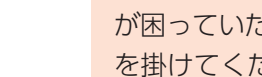
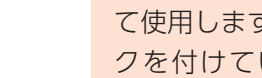
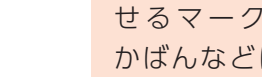
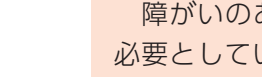
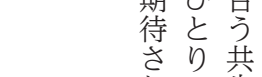
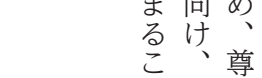
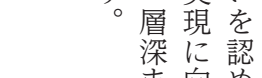
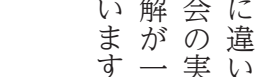
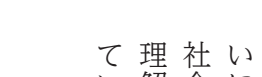
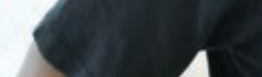


12月3～9日は

# 障がい者週間

特集



障がい者週間は、障がいへの関心と理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高める1週間です。この機会に、障がいのある人もない人も共に支えあう地域共生社会の実現に向け、一人ひとりができることを考えてみましょう。

☎障がい福祉課 ☎ (632) 2353

まずは理解することから  
始めよう

障がいのある人は、日常生活の中で不便に感じることや困難に感じることが多くあります。これらの中には、差別や偏見によるもの、道路や施設の段差など、周囲の人の理解や配慮があれば解消できるものがあります。

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、困っている姿を見かけたら、「何かお困りですか」と勇気を出して声を掛けてみてください。

障がいのある人もない人も  
互いに尊重し合う社会へ

今年の11月、聴覚に障がいがある人の国際的なスポーツ競技大会である夏季デフリンピックが、日本で初めて開催されました。

この大会を契機として、障がいのあるなしに関わらず、すべての人が、共にスポーツを楽しみ、互いに違いを認め、尊重し合う共生社会の実現に向け、一人ひとりの理解が一層深まることが期待されています。

7月20日が  
ヘルプマークの日に  
制定されました！

## 「配慮が必要です」のメッセージ、届いていますか？

### ヘルプマーク

障がいのある人などが、配慮を必要としていることを周りに知らせるマークです。かばんなどに付けて使用します。マークを付けている人が困っていたら、声を掛けてください。



### ヘルプカード

障がいのある人などが、障がいの特性や、支援を受ける際に必要な情報などを事前に記入し、いざという時に支援をお願いしやすくなるカードです。



### ヘルプシール

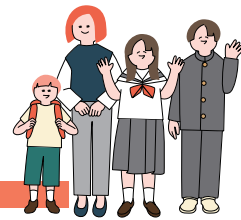
障がいのある人などが、周囲に理解して欲しいことや配慮をお願いしたいことを伝えるシールです。ヘルプマークや、携帯電話、手帳などに貼って使用します（全27種類）。



障がい福祉課（市役所1階）、保健と福祉のまると相談窓口エールU（市役所1階）、保健予防課（竹林町・保健所内）、子ども発達センター（鶴田町）、各地区市民センター・出張所などで配布しています。



# イベントに参加して 理解を深めよう



## ■障がい者アート作品のWEB作品展公開 ID 1036740

▼公開開始 12月1日。

▼内容 「うつのみやわく・わくアートコンクール」応募作品と「うつのみやふれあい文化祭」展示作品をWEBで公開。

問障がい福祉課 ☎ (632) 2228



▲わく・わくバーチャル美術館UIHP

## ■うつのみやわく・わくアートコンクール2025入賞作品巡回展 ID 1017140

▼日時 ①12月2～4日②12月6～8日。午前10時～午後4時。

▼会場 ①済生会宇都宮病院（竹林町）②ミライト一条（一条1丁目）。

▼内容 絵画や造形作品など、障がい者支援施設で制作した入賞作品の展示。

問障がい福祉課 ☎ (632) 2228

## ■わく・わくショップU障がい者週間特別販売会 ID 1004235

▼日時 12月5日(金)午前10時～午後2時30分。

▼会場 市役所1階市民ホール。

▼内容 市内の障がい者支援施設（20施設）で作製した製品の販売。

## ■手話および点字体験

▼日時 12月6日(土)午前11時～午後1時。

▼会場 ミライト一条。

▼内容 あいさつや自己紹介などの簡単な手話や、点字を体験。

▼その他 うつのみやわく・わくアートコンクール2025入賞作品巡回展と、手話および点字体験を巡るスタンプラリーを実施します。すべて参加すると、先着50人にエコバッグをプレゼントします。

問障がい福祉課 ☎ (632) 2673

9月23日が「手話の日」に制定されました！

## わく・わくショップUとは？

市役所1階にある障がい者支援施設等製品販売所です。障がい者施設で作られた、パンや焼き菓子、お弁当、野菜、手作り雑貨など、さまざまな製品が販売されています。

▼営業日 月～金曜日（祝休日を除く）。

▼営業時間 午前10時～午後3時。

▼会場 市役所1階南玄関付近。

問障がい福祉課 ☎ (632) 2229、わく・わくショップU ☎ (632) 7397

販売予定表や製品の紹介はこちらから



▲わく・わくショップUIHP

一つ一つ手作りで丁寧に作られた、キーホルダーやアクセサリなどの雑貨が並んでいます。



和洋中さまざまなメニューのお弁当や、豊富な品揃えのパンなどを毎日正午ごろから販売しています。



## 障がい者就労支援事業所で働く施設利用者にお話を伺いました



おべんとう・そうざい あかり  
二戸 健太 さん

私は、「おべんとう・そうざい あかり」で調理を担当しています。お客さんにお弁当を買っていただき、おいしかったという声を聞くとやりがいを感じます。また、スタッフ同士の仲がとても良く、風通しのいい職場です。私のおすすめのお弁当は「のりから明太弁当」です。わく・わくショップUに出店することもありますので、市役所1階か「おべんとう・そうざい あかり」へぜひ一度、お立ち寄りください。



## トピック TOPIC 障がい者の就労を支援する企業などを市が認定します ID 1036771

障がい者の積極的な雇用や労働環境の配慮など、障がい者の就労支援やサポートに積極的な企業や団体を市が認定します（令和7年11月1日時点、16事業者）。認定企業・団体には、「認定証」や

店舗入り口に張ることができる「認定ステッカー」を配布する他、市HPで企業名や活動内容を公表し、協力企業として広く周知します。

問障がい福祉課 ☎ (632) 2229



▲障がい者サポート企業制度認定ステッカー



# 障がいに関する相談

詳しくは、市庁舎  
をご覧ください！

## 親なき後の備え ID 1043705

日常的に親からのサポートを受けながら生活してきた障がい者は、親の病気や高齢化などにより介護を受けられなくなった場合、さまざまな問題に直面してしまいます。

障がいのある子どもが将来、安心して暮らしていけるよう、親が元気なうちに「親なき後」を考え、準備をしておくことが重要です。



### 障がいのある人の「親なき後」に関する弁護士個別相談会を実施します ID 1043708

- ▼日時 令和8年1月20日(火)午後1時30分～4時40分。
- ▼会場 雀宮地区市民センター(新富町)。
- ▼内容 障がいのある子をもつ親が「親なき後」に備えるため、自分が元気なうちに子どもの将来のための相続や財産管理について弁護士に相談できる場として、無料の個別相談会を実施します。
- ▼対象 市内在住の障がいのある人の家族。

- ▼定員 先着6人。
- ▼申込開始 12月3日。
- ▼申込方法 障がい福祉課(市役所1階)に置いてある申込書(市庁舎からも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540市役所障がい福祉課 ☎(632) 2364、FAX(636) 0398、✉u1904@city.utsunomiya.tochigi.jpへ。

## 障がい者生活支援センター ID 1004191

障がい者生活支援センターでは、障がいの種別に関わらず、障がいに関するさまざまな相談に応じ、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域での生活に必要な支援を行います。

| 事業所名                     | 電話番号        | 担当地区 |
|--------------------------|-------------|------|
| 障がい者生活支援センターひかり(若草4丁目)   | ☎(678) 3077 | 西部   |
| 障がい者生活支援センターサポートみゆき(海道町) | ☎(661) 5116 | 東部   |
| 障がい者生活支援センタークライス(桜2丁目)   | ☎(666) 5911 | 中央部  |
| 障がい者生活支援センタースローライフ(下金井町) | ☎(678) 8781 | 北部   |
| 障がい者生活支援センターとみや(宝木町)     | ☎(612) 8120 | 南部   |

## 支援事業をご活用ください

### 緊急時相談支援事業 ID 1043712

在宅で生活する障がいのある人を介護している家族などが、突発的な病気や入院などにより不在となってしまう「緊急時」において、夜間休日を含む電話相談受け付けや、必要に応じ施設との緊急受け入れ調整を行う「緊急時相談支援事業」を実施しています。

▼対象 次のすべてに当てはまる人。①市内在住の18歳以上65歳未満の在宅の障がい者②障がい福祉サービスを利用していない人、もしくはサービスを利用しているが、指定相談支援事業者と契約を締結していない人(セルフプランの人)③本事業における「緊急時」の状況となることが想定される人。

☎障がい福祉課 ☎(632) 2364

### 障がい者等体験的宿泊支援事業 ID 1043706

障がいのある人が、グループホームでの宿泊を通して、保護者からの自立を体験する「体験的宿泊支援事業」を実施しています。

▼対象 平成20年4月1日以前に生まれた市内在住の障がいのある人で、宿泊を伴うサービスを利用していない人。

▼費用 食費や光熱水費などの実費(2,000円程度)がかかります。

▼申込期限 令和8年1月30日。

☎障がい福祉課 ☎(632) 2673

